

人権週間

12月4日～10日までの1週間

みんなで築こう 人権の世紀 ～考え方 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

人権週間は、家庭で、職場で、学校で、家族と、みんなと人権を考える1週間です。男女差別、障がい者差別、外国人差別、部落差別など、あらゆる差別や偏見をなくし、みんなが明るく暮らせる社会を作りたいものです。そのためには、わたしたち一人ひとりが、人権について正しく理解し、周りの人々の人権を尊重する意識を持つことがとても大切です。

今一度、身近なことから人権を考えてみませんか。

人権のことについて相談のある方は、お近くの人権擁護委員・法務局・役場まで、お問い合わせください。

日高町人権擁護委員、和歌山地方法務局御坊支局、日高町では、次の日程で街頭啓発を行います。

■とき 平成28年12月6日(火)
9時～10時

■場所 Aコーポひだか店前

■内容 啓発グッズの配布

- ◆電話による相談窓口
・子どもの人権 110番
(0120・007・110)
- ・女性の人権ホットライン
(0570・070・810)
- ・右記以外の専用相談電話
(0570・003・110)

【困りごと、心配ごとでお悩みの方へ】

人権擁護委員か、左記の人権相談窓口までお気軽に電話ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

◆受付 月曜日～金曜日

8時30分～17時15分
(12月29日～1月3日及び休日を除く)

◆面談による相談窓口

和歌山地方法務局御坊支局

(御坊市蘭369-6)

【人権のつどい】

■とき 平成28年12月4日(日)13時～

■場所 きびドーム

有田郡有田川町下津野2021

【お申し込み・お問い合わせ先】

有田振興局総務県民課

(0737・64・1257)

人権相談・行政相談 心配ごと相談合同相談所 開設のお知らせ

相談員は、社会福祉協議会会長、副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。
詳しくは、日高町社会福祉協議会

12月6日(火)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を

日高町保健福祉総合センター2階
会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。



子ども医療費制度

子ども医療費制度は、高校3年生までのお子さまを対象に、医療費の一部を助成する制度です。

対象は、町内にお住まいの
すべての0歳～18歳のお子さま

高町内に住所を有する0歳～18歳（出生から高校3年生終了時まで）のすべてのお子さまが対象です。

医療費の助成(外来・入院)
通院と入院にかかる保険診療の自己負担分を助成します。

申請が必要です
助成を受けるには、町への申請が必要です。

申請時には、健康保険証と印鑑をご持参ください。(転入された場合は、前住所地での課税証明書が必要な場合があります)

出生のときには出生届と、転入のときには転入届と一緒に申請してください。

また、対象のお子さままたは保護者の氏名を変更したとき、転居したとき、加入している医療保険の変更があつたとき、お

転居したときに、がんばっていながら、療保険の変更があつたとき、お子さまが婚姻したときは、必ず

以内にお願いします。5年を過ぎると無効になります。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象

◆和歌山県外の医療機関で
本人の支払いはありません。
担分は、町へ請求されますので、
てください。保険診療の自己負
療受給者証と健康保険証を出し

国民年金保険料は、所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控

平成28年1月～12月までに納

められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子様など）の負担すべき国民年金保

保険料も合わせて控除が受けられます。

